

論点③ 制度改正に伴う対応

対応案

(更新制廃止・法定研修見直しに伴う対応)

- ケアマネジャーを配置する施設や事業所等の人員基準において、定期的な研修を受講している者等をケアマネジャーとして配置することを求めることとしてはどうか。
- また、管理者の責務として、事業所に従事するケアマネジャーに対して受講勧奨を行うことを位置付けてはどうか。
- ケアマネジャーの資質の維持等の観点から、研修の受講を担保するため、正当な理由なく研修を受講していない者を配置している場合に減算の規定を設けることとしてはどうか。

⇒ 定期的な研修を受講しているケアマネジャーの配置と管理者の責務については、ケアマネジャーを配置することとしている他のサービスにおいても同様としてはどうか。

(介護予防ケアマネジメントの見直しに伴う対応)

- 居宅介護支援事業所において介護予防ケアマネジメントの対象者を市町村からの直接委託を受けて担当する場合、人員基準及び通減制に関する取扱件数については、介護予防ケアマネジメントの利用者に3分の1を乗じることとするなど、介護予防支援を実施する場合と同様の取扱いとしてはどうか。

論点③ 制度改正に伴う対応

論点③

(更新制廃止・法定研修見直しに伴う対応)

- 令和8年6月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」による介護保険法の改正において、ケアマネジャーの人材確保・定着を図り、負担を軽減する観点から、研修受講を要件とした資格の更新制を廃止するとともに、専門職としての資質の維持等の観点から、定期的な研修の受講を求めることとされ、事業者に対しても、従事するケアマネジャーが研修を受講できるよう、受講時間の確保や受講状況の確認等の必要な措置を講ずる義務を課すこととされた。

(介護予防ケアマネジメントの見直しに伴う対応)

- 令和8年6月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」による介護保険法の改正において、介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援事業所が市町村からの直接委託を受けて実施可能となったことを踏まえて、居宅介護支援事業所において介護予防ケアマネジメントを実施する場合のケアマネジャー1人当たりの担当利用者数の算定方法等について所要の措置を講ずる必要がある。

2. (3) ケアマネジャー(介護支援専門員)の更新制の廃止・研修の見直し

ケアマネジャーの更新制は、5年ごとの更新時に研修受講を義務付けることで、専門知識の向上を図る仕組みです。利用者にとって適切な介護サービスを提供するためには、**研修を通じた資質の確保・向上が重要**です。一方で、更新制に紐付く研修は**時間的・経済的な負担が大きい**との声もあり、**研修の在り方について見直し**が求められていました。



見直し内容

① 更新制の廃止

研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止します。

② 研修の在り方の見直し

専門職としての質の確保・向上は引き続き重要であり、定期的な研修の受講は継続しますが、**柔軟に受講できるようにします**。

(※) あわせて、現行の再研修に代わって、離職後に生じた制度変更等の知識のアップデートを目的とした、簡素な研修の仕組みを新設予定

③ 事業者の役割の明確化

事業者に対しても、**従事するケアマネジャーが研修を受講できるよう、必要な措置を講ずる義務**を課します。

(例：受講時間の確保、受講状況の確認 等)

現行の更新研修（2回目以降の場合）

- 資格更新の要件としての研修
- 32時間の研修を決められた日（概ね4～9日前後）に受講

研修科目		時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	3
	ケアマネジメントの実践における倫理	2
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する理解	2
講義／演習	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表	25
合 計		32

見直し後に定期的に受講する研修のイメージ

- 研修受講を要件とした資格更新の仕組みを廃止
- 一度交付を受けた資格は、期限により失効することはありません。
- 一定期間（例：5年間）の間に、任意のタイミングで分割して受講できる仕組みとします。
- 初回の更新研修相当の研修などを中心に、全体の時間数の縮減を検討します
- 国による教材の一元作成や(※)、オンライン受講を推進します。

(※) 研修の内容についても、直近の制度改正・報酬改定の内容など最新の知識が学べるように見直し、研修の質の確保を図ります。

施行日：法律の公布後1年6月以内に政令で定める日